

○国土交通省告示第三百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（長野県佐久市湯原字和田地内から同市伴野字堰下地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 長野県佐久市湯原字和田及び字中滝、臼田字向平、字台ヶ坂、字前大久保、字庚申、字寺久保、字荒谷、字塔ノ鼻及び字滝ノ沢、大沢字三枚平、字前ノ久保、字金山久保、字下中沢、字三百田、字兜山及び字地家、前山字鷺林、字洞源、字尾垂、字倉沢、字村上、字高尾及び字麟溪、小宮山字伴野城根、字十二、字小山ノ神、字布替戸、字清来寺及び字後澤並びに伴野字澤畑、字平、字狐平、字西東山、字前日影、字南裏、字北裏及び字堰下地内
- 2 使用の部分 長野県佐久市臼田字台ヶ坂、字前大久保及び字庚申、大沢字下中沢、字三百田及び字兜山、前山字鷺林、字洞源、字尾垂及び字村上、小宮山字伴野城根及び字十二並びに伴野字前日影、字南裏、字北裏及び字堰下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里地内の八千穂インターチェンジ（仮称）から佐久市桜井字大北谷地内の佐久南インターチェンジまでの延長14.6 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中部横断自動車道新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道中部横断自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中部横断自動車道（以下「本路線」という。）は、静岡市を起点とし、南アルプス市等を経由して佐久市に至る延長約132kmの路線である。

本路線が通過する長野県南佐久郡（以下「本地域」という。）は、はくさい、レタスの栽培が盛んな地域であり、これらの農産物は主に関東方面へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する一般国道141号は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生している状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道141号の自動車交通量は、佐久市勝間字城下51-7地点で24,054台/日であり、混雑度は1.91となっている。

本件事業の完成により、供用済みである本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道関越自動車道上越線と連絡することで、本地域と長野県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が一般国道141号の通過交通を分担することで、一般国道141号の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である長野県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年11月に大気質等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ及びゲンゴロウ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息環境の一部を通過するが、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。オオタカについては、営巣地は計画路線から離れていることなどから影響は小さいとされている。ホトケドジョウ、スナヤツメ及びゲンゴロウについては、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツルカメバソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウモ、イヌハギ、サガミトリゲモ、サカネラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が31箇所存在するが、このうち10箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る21箇所についても長野県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本地域と長野県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年11月28日に都市計画決定され、平成25年7月11日に変更決定された都市計画と、車線数、インターチェンジの形式等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、土工バランス、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域と長野県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道141号は一部区間において交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、佐久市をはじめとする本路線の沿線市町村より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長野県佐久市役所